

★認定調査員のための情報通信★あなたの力になりたいくて…

# あかべえ通信 2014.12.10 発行 Aizuwakamatsu city

みなさん、こんにちは！少し間があいてしまいました(汗)今年に入って、やっと追加で発行できたあかべえ通信の感想等お聞かせくださって、ありがとうございます。皆さんから反響があると、継続してお知らせすることが大切だと改めて感じました。頑張ります!!また、「あかべえ通信にあったね！」と、すぐに特記事項に生かしていただけて嬉しい限りです。でも、以前の事を忘れてしまう事態も発生するようなので、過去の復習もお願い致します！(笑)12月に入って、寒くなりました。体調には充分気を付けてください！みなさんが元気でいてくださらないとわたしが困ってしまいますので(≧^≦)!!! 今回も前回からのシリーズものです。改めて、確認をお願い致します(\*^o^)/＼(^-^\*)

## ◎8回目の内容は…「適正化事業・調査内容の協議について【第3回】1群の選択肢の選択の仕方と特記事項の活用について」

今回の内容も過去2回に引き続き、要介護認定適正化事業の「適正化に向けての協議」の内容をお伝えします。1群の選択肢の選択について、もう一度おさらいするとともに、その特記事項がどのように活用されるのか整理します。審査会委員のみなさんが二次判定を審査する際、どのような特記事項が必要なのか理解すれば、特記事項に何を記載すればいいのかわかりやすくなるかと思えます。また、軽度者の状況を判断する際にも1群の情報が重要になります。情報を無駄なく伝えるために、**記載しやすく、審査会委員にも伝わりやすく、判断しやすい調査票**を目指していきましょう！

### ① 1群（主に能力の項目）の選択肢の選択の仕方

あくまでもできるかできないかで選択する

日常の状況で判断するのではなく、調査日とは「別の日」に確認動作を行ってもその確認動作ができるかを確認する

特記事項には「何かにつかまらなないと（支えがないと）できない」という表現で記載すると、判断しやすい。

#### 【A：能力の判断がしにくい特記事項の記載例】

1-7（歩行） 調査時杖について歩行しているのを確認する。

この特記事項の何がわかりにくくさせているのか？  
杖を使っているからと言ってすべてが「何かにつかまればできる」とは限りません。  
**杖を付かなくても歩けるのか、杖をつかないと歩けないのか**、審査会で判断しやすいように特記事項を記入します。

#### 【B：能力の判断がしやすい特記事項の記載例】

1-7（歩行） 安全の為に杖をついているが、掴まらなくても5m歩行できる。

選択肢は・・・1) できる

杖がなくても歩ける

杖がないと歩けない

1-7（歩行） 左足が動かしにくく歩行が不安定になるため、杖をつかないと5m続けて歩行できない。

選択肢は・・・2) 何かにつかまればできる

## Point

習慣的に手をついているのか、杖をついているのか、手すりに手をかけているのか等日常の様々な状況から判断するのではなく、あくまでも、**項目ごとの能力を確認**します。掴まらないと起き上がれないのか、手すりを支えに掴まないと5m続けて歩けないのか、テーブルに手をつかないと立ち上がれないのか、「**〇〇に掴まないと(支えがないと)起き上がれない・歩けない・立ち上がれない**」等の表現で能力を判断し、特記事項にも「できるのか・できないのか」わかるように記載する。

## ② 軽度者（要支援1・2 要介護1）の特記事項の記載について

軽度者の場合、「起居動作も運動機能も特に問題のない状況だし、日常生活でも自立しているし、特記事項に書く意味がないな」なんて思っていないか？しかし、軽度者だからこそ必要な情報もあるので。軽度者の特記事項はどのように活用され、どのような記載が必要なのでしょうか。

軽度者の特記事項がなぜ必要なのか？

審査会では、**機能訓練や間接的の介助が必要かどうか**を特記事項の内容から判断したい

非該当の可能性はあるか、または機能訓練が必要な要支援状態なのか決定する根拠として特記事項の内容が重要になる

**特記事項は真っ白にしない！できるならできる状況を記載する。なんとかできる、工夫してできる・・・等できている状況を書く！**

例えば・・・大まかなイメージ（認知症を有するか等もあるので下記の内容だけで判断されるわけではありません。特記事項の活用例としてみてください。）

### 機能訓練が必要な状況か検討される特記事項の記載例

- (1-1)(1-2) 麻痺拘縮はみられないが両下肢の筋力低下はみられている
  - (1-3)(1-4) 掴まなくても寝返り起き上がりができる
  - (1-7) 両下肢の筋力低下からか歩行が不安定で手すり等を支えることもあるが、5mは掴まらずに歩行できる
  - (1-8) 掴まらずに立ち上げられるが、週に1日程度は体調によってテーブルに手を付いて腕に加重して立ち上がることもある
  - (1-9) 掴まらずにできたが1～2秒でふらつき不安定さはみられた
- ※7群の障害高齢者の日常生活自立度の特記事項を活用し、具体的な身体状況や生活状況を記載すると機能訓練が必要かどうか審査会で検討できる

### 非該当もあり得る特記事項のポイント

- ※2群に介助を受けずにできている状況を記載する
- ※(2-12)「外出の頻度」の特記事項に「週に2回はバイクに乗って買い物行く」等具体的な外出の状況を記載する。
- ※5群の(5-5)「買い物」(5-6)「簡単な調理」等に生活の状況を具体的に記載する。「能力の低下」なのか「習慣」なのか、また「できる」のか「できない」のかを特記事項に記載する。
- ※できることも特記事項に記載し、概況調査Ⅳには申請の理由(「本人の希望」・「住宅改修の為」等具体的な理由)がわかるように記載し情報提供すると審査会では「非該当」があり得るかどうか検討することができる

発行元：会津若松市役所高齢福祉課介護保険給付グループ 担当：木下&梅津

TEL0242-39-1242 FAX0242-39-1431

会津若松市役所 HP <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

⇒介護保険⇒要介護認定⇒認定調査員のための情報通信

Vol.8

